

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 39 年 10 月 25 日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給されている記録となっているが、退職後に、脱退手当金を請求したこともなければ、受給した記憶も無い。申立期間について、脱退手当金の支給済み記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年4か月後の昭和43年3月1日に支給決定が行われていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求を行ったとは考え難い。

また、申立人は、A社を退職後の昭和41年10月*日に婚姻し、改姓しているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、被保険者原票及び厚生年金保険記号番号払出簿では、氏名変更処理が行われておらず、申立期間に係る脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和27年5月1日から28年4月1日まで厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組合における資格取得日に係る記録を27年5月1日に、資格喪失日に係る記録を28年4月1日に訂正し、27年5月から同年10月までの標準報酬月額を3,000円、同年11月から28年3月までの標準報酬月額を3,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から28年4月1日まで

昭和26年4月から28年3月までA組合の購買係に勤務していたが、社会保険事務所で記録を確認したところ、勤めていた期間が空白となることが分かった。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した写真、複数の元同僚の証言及びB組合C出張所（A組合の後継組合）の所長の証言により、申立人が申立期間当時、A組合に継続して勤務したことが推認できる上、当該複数の元同僚は、いずれも申立期間当時、厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

また、申立期間当時の総務係職員が、「厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和25年は、事務所の職員数が少なかったため、必ずしも全員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったが、27年になって事務所の職員数が増えたので、全員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させた。」と証言しているところ、申立人と同じく昭和26年4月1日に入社し、かつ購買係に勤務していた同職種の元同僚が、入社から1年1か月後の27年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している状況が認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和 27 年 5 月 1 日から 28 年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、元同僚の記録から、昭和 27 年 5 月から同年 10 月までを 3,000 円、同年 11 月から 28 年 3 月までを 3,500 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主（A 組合の後継組合である B 組合 C 出張所）は、保険料の納付に関する資料は既に廃棄済みであり、厚生年金保険料を納付していたか不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 27 年 5 月から 28 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 26 年 4 月 1 日から 27 年 5 月 1 日までの期間については、事業主（A 組合の後継組合である B 組合 C 出張所）は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を既に廃棄しており、このほか厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは、認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和34年5月1日に、資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月1日から同年8月1日まで

私は、昭和34年3月に中学校を卒業し、学校の紹介でA社に就職してまんじゅうの販売業務に従事した。同期入社した同僚は同年5月から厚生年金保険の被保険者となっているので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

中学校が同級で昭和34年3月末に同期入社した元同僚の証言により、申立人は、昭和34年3月末から同年7月31日まで、A社に勤務したことが認められる。

また、当該事業所は、昭和34年2月11日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、当時、当該事業所において労働組合の幹部であった元従業員は、「事業主と交渉し、従業員全員が社会保険に加入できるようになった。新規に雇えば加入手続きが行われるはずだ。」と証言しているところ、社会保険庁の記録によると、同年3月末に同期入社した元同僚は、入社から1か月後の同年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人だけが被保険者資格を取得できないことは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同期入社した同僚の昭和34年5

月の社会保険事務所の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上に、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても、社会保険事務所に当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年5月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成14年7月から同年9月までは30万円、14年10月から15年8月までは32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月1日から15年9月30日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額は9万8,000円となっているが、当該期間は30万円ぐらいの給料で、厚生年金保険料も控除されていた。納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

住民税申告書及び所得税確定申告書から、申立人は、申立期間当時、30万円から32万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成14年7月から同年9月までは30万円、14年10月から15年8月までは32万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（15年9月30日）の後の15年10月30日付けで、14年7月1日にさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録によると、当該事業所では、申立人以外の複数の社員に対しても、申立人と同様に平成15年10月30日付けで、14年7月1日にさかのぼって標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

加えて、当該訂正処理の事実について、事業主は、実際の給料の支払いに即して標準報酬月額を引き下げたと説明しているものの、これを裏付ける関連資料等は確認できない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行

う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当該引下げ訂正前の社会保険事務所の記録から、平成 14 年 7 月から同年 9 月までは 30 万円、14 年 10 月から 15 年 8 月までは 32 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年1月1日から16年1月27日まで

社会保険事務所から連絡があって初めて知ったが、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円になっている。当時は電気工事士として勤務し給与が38万円ほどであったので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が勤務していたA社は、平成16年1月27日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、その後の同年2月18日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録が、38万円から9万8,000円に遡及訂正されていることが確認できる。

また、申立期間当時、申立人は当該事業所において取締役であったが、当時の代表取締役及び経理課長は、「社会保険料の滞納があったため、役員及び従業員数人の標準報酬月額を引き下げる手続を行った。申立人は現場工事を担当しており、何もかかわっていなかった。」と証言している上、申立人と同様に標準報酬月額に係る記録を遡及訂正されている同僚は、「自分の記録も訂正されていることは知らなかった。当時、何も説明されていない。申立人は名ばかりの取締役であった。」と証言していることから、申立人は、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当該引下げ訂正前の社会保険事務所の記録から、38万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年5月から8年9月までの期間及び9年10月から10年9月までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、7年5月から同年9月までは53万円、同年10月から8年9月までは56万円、9年10月から10年9月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月1日から18年10月1日まで

A社に平成4年10月に入社し、溶接工として勤務していた。その後、途中で経営者が代わったり、会社の名称がB社に変わったりしても仕事に変わり無く、給料はずっと50~60万円くらいであったにもかかわらず途中から給与から引かれる厚生年金保険料が少なくなった。会社が保険料を払えなくなったので、引かれる保険料を下げたと聞いたことがある。

実際に支払われていた給与に応じた標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立期間のうち、平成7年5月から同年9月までは53万円、同年10月から8年9月までは56万円、9年10月から10年9月までは59万円であったことが確認できるところ、8年1月25日付けで^{そきゅう}遡及して、7年5月から同年9月までは24万円に、同年10月から8年9月までは22万円に訂正されるとともに、10年10月7日付けで^{そきゅう}遡及して、9年10月から10年9月までは28万円に訂正されている。

しかしながら、申立人より提出された給与明細書及びC町の保管する給与支払報告書により、申立人は、平成7年5月から同年9月までは53万円、同

年10月から8年9月までは56万円、9年10月から10年9月までは59万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当時の同僚及び後に社会保険事務を受託した社会保険労務士は、「当時は社会保険料の滞納があり、社会保険事務所から請求され事業主は支払いに困っていた。」旨を証言している。

さらに、申立期間に係るA社においては、平成8年1月25日付け及び10年10月7日付けで、申立人と同様に、事業主を含む同僚全員の標準報酬月額が遡及^{そきゅう}して引き下げられている状況が認められる。

これらを総合的に判断すると、平成8年1月25日付け及び10年10月7日付けで行われた標準報酬月額の遡及^{そきゅう}訂正処理については、事実^{じじつ}に即したものととは考え難く、当該訂正処理を行う合理的理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、平成7年5月から同年9月までは53万円、同年10月から8年9月までは56万円、9年10月から10年9月までは59万円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち、平成8年10月から9年9月までの期間及び10年10月から18年9月までの期間については、申立人より提出された給与支払明細書及びC町の保管する給与支払報告書において確認できる保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額は一致していることから、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（22 万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 22 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 11 月 1 日から 12 年 5 月 19 日まで
社会保険庁の記録では、A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が途中から 9 万 8,000 円に引き下がられているが、当時は約 22 万円の給与を受け取っていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、厚生年金保険被保険者資格喪失日（平成 12 年 5 月 19 日）後の 12 年 7 月 4 日付けで、11 年 11 月 1 日にさかのぼって 22 万円から 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立期間当時の同僚 5 人全員についても、申立人と同様に平成 12 年 7 月 4 日付けで 11 年 11 月 1 日にさかのぼって標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、当該事実について、当該事業所の代表者は既に他界しており確認できず、当該同僚からも申立期間当時、申立人の報酬月額がその標準報酬月額（9 万 8,000 円）に対応した額に減額されたことをうかがわせる証言は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する滞納処分票により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 12 年 7 月 4 日付けで行われた標準報酬月額の遡及引き下げ処理は事実^{そきゆう}に即したものと考えることは難しく、申立人について 11 年 11 月 1 日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由は無いことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったと認められない。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、22 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成 17 年 10 月について、その主張する標準報酬月額（32 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、同月分の標準報酬月額に係る記録を 32 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成 17 年 10 月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 10 月 1 日から 19 年 2 月 28 日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成 17 年 10 月から 19 年 2 月の退職までの期間について、実際に受け取っていた給料よりも著しく低い額で標準報酬月額が決定されているので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、申立人の報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる保険料額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与明細書において確認できる保険料控除額及び支給額から判断すると、申立期間のうち平成 17 年 10 月を 32 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、申立期間のうち平成 17 年 10 月は一致していないものの、このほかに確認できる関連資料、周辺事

情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成17年11月から19年1月までの期間の標準報酬月額については、給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険事務所の記録における標準報酬月額を超えないことから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月から 61 年 3 月まで

私の国民年金保険料については、国民年金に任意加入した時からずっと口座振替で納付しており、口座振替の解約手続をした記憶は無いため、申立期間の保険料が引き落とされていないことは考えられず、未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、口座振替で納付したと主張しているが、A市が保管する「国民年金保険料口座振替解約届」により、申立人が昭和 60 年 5 月 27 日に同届を提出していることが確認できる。

また、A市の国民年金被保険者名簿（電算記録）により、申立人は昭和 60 年 5 月 26 日に国民年金の任意被保険者資格を喪失していることが確認でき、翌日に上記の国民年金保険料口座振替解約届を提出していることとも符合する。

さらに、申立人は、「口座振替の解約手続をした記憶は無いため、申立期間の国民年金保険料が引き落とされていないことは考えられない。」と主張するのみで、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野国民年金 事案 607

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの期間及び43年7月から45年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年4月から43年3月まで
② 昭和43年7月から45年6月まで

申立期間の国民年金保険料については、市から特例納付の通知をもらい、妻が特例納付したにもかかわらず、未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その妻が特例納付により納付したと主張しているが、申立人及びその妻は共に、納付時期及び納付金額の記憶が無く、納付状況が不明である。

また、申立人の申立期間については、市の被保険者名簿により、記録上、国民年金の任意被保険者期間とされていた（申立期間②のうち、昭和44年1月から同年8月までの期間については、平成21年2月に厚生年金保険の被保険者資格記録を追加されており、それに伴い、申立期間②のうち、昭和44年9月から45年6月までの期間については、現在は国民年金の強制被保険者期間とされている。）ことが確認できることから、制度上、特例納付することができない期間であり、市から特例納付の通知が出されたとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を特例納付したとする申立人の妻は、申立期間の大部分を含む昭和42年6月から47年12月までの期間について、国民年金に未加入である。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 11 月 10 日から 20 年 9 月 27 日まで
平成 20 年 4 月に厚生年金保険の加入期間照会をしたところ、A市BにあったC社（現在は、D社）における被保険者期間について、脱退手当金が支給されているとの回答だった。厚生年金保険の資格喪失時及び脱退手当金の支給決定時にはA市にいたが、脱退手当金の請求も受け取りもしていない。脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金については、申立人が勤務していたC社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の資格喪失日と同日に資格喪失し脱退手当金の受給要件を満たしている 62 名のうち、39 名に脱退手当金の支給記録があり、このうち 38 名は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、当時は通算年金制度発足前であったことを踏まえると、当該事業所においては、事業主による代理請求が慣例的に行われ、申立人についても代理請求が行われた可能性が高いと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の裏面の「保険給付」欄に、脱退手当金に係る資格期間、支給金額及び支給年月日の記載があり、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月半後の昭和 21 年 2 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月1日から30年9月1日まで
A社の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給されている記録となっているが、退職後に、脱退手当金を請求したこともなければ、受給した記憶も無い。申立期間について、脱退手当金の支給済み記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和30年9月1日の前後1年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている女性23人（申立人を含む。）の脱退手当金の支給記録を調査したところ、18人に脱退手当金の支給記録が確認できる上、当時は通算年金制度創設前であったことや、そのうち連絡先が把握できた3人は、いずれも当該事業所による代理請求をうかがわせる証言をしていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の支給の記録があるほか、申立人の氏名等についてA社を退職した約2か月後の昭和30年10月31日に訂正した記録が確認でき、申立期間の脱退手当金は31年1月9日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い訂正が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和31年1月9日に支給決定が行われているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 6 月 4 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 37 年 12 月 1 日から 38 年 3 月 21 日まで
③ 昭和 38 年 3 月 21 日から同年 8 月 7 日まで
④ 昭和 38 年 8 月 9 日から同年 9 月 20 日まで

申立期間前に勤務していたA社の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を請求し1万7,000円弱を受け取り、自宅の新築資金の一部に充てたことを覚えているが、その後、勤務したB社ほか3社における申立期間に係る脱退手当金については請求した覚えはないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間前に勤務したA社の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を申立期間前に受給したと主張しているが、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失から約1か月後に、同一の被保険者記号番号により、申立期間①に係る被保険者資格を取得していることから、この間に脱退手当金が支給されたとは考え難い上、申立人が主張する申立期間前における脱退手当金の支給記録は無く、申立人の主張は不自然である。

また、社会保険庁の記録によると、申立人に係る脱退手当金は、同一の厚生年金保険の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を基礎として申立期間後に支給されており、その支給額に計算上の誤りはなく、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立

期間とそれ以前の期間の5回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした記録上の支給額と申立人が申立期間前に受給したとする額はおおむね一致するなど、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 11 月 1 日から 11 年 3 月 31 日まで
平成 20 年 12 月に社会保険事務所から連絡があり初めて知ったが、9 年 11 月 1 日から 11 年 3 月 31 日までの標準報酬月額が 41 万円から 9 万 8,000 円に引き下げられているので、調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が代表取締役を務めていた A 社は、平成 11 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、その後の同年 4 月 13 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録が、41 万円から 9 万 8,000 円に、9 年 11 月 1 日にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、複数の元社員は、「申立人は毎日会社に出社し、資金繰り等の業務を行っており、経営状況は把握していた。申立人が社会保険事務所に対する訂正処理等の手続を行った。」と証言している上、申立人の妻は、「当時、社会保険料の未納があり、申立人と社会保険事務所の職員が相談し、^{そきゅう}遡及の届出を提出したと申立人から聞いたことがある。」と証言していることから、申立人自身が、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理にかかわっていたものと推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正にかかわりながら、当該標準報酬月額の訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 8 月 1 日から 7 年 1 月 26 日まで
平成 6 年 8 月から 7 年 1 月までの期間は 50 万円くらいの給与であったが、厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられている。納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 7 年 1 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、その直後の同年 2 月 13 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録が 53 万円から 9 万 2,000 円に、遡及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、当時、当該事業所は、経営状態が悪化しており、平成 7 年 2 月に事業縮小に至る状況下において、申立人は、差押えにより社会保険関係は正常な状態ではなかったことを認めているところ、当該事業所の社会保険関係事務を委託されていた社会保険労務士は、「事業所の全喪後に社会保険の手続をすることはあり得ず、私は、訂正処理を行っていない。」と回答しており、申立人の同意を得ずに、社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたとは考え難いことから、申立人は、自身の標準報酬月額の訂正に関与していたものとするのが自然である。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人のほかに、当時の役員である家族全員の標準報酬月額について、申立人と同様の訂正処理がなされていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 8 月 1 日から 9 年 1 月 1 日まで
申立期間の標準報酬月額が、私の知らないうちに、さかのぼって引き下げられているので、もとの標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、平成 9 年 1 月 10 日付けで、7 年 8 月 1 日にさかのぼって 59 万円から 41 万円に減額されたことが確認できる。

しかしながら、商業登記簿によると、申立人が申立期間及びその前後の期間においてA社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の社会保険関係手続はすべて従業員に任せており、平成 9 年 1 月 10 日付けの標準報酬月額の^{そきゅう}遡及訂正処理についても一切関知していないと主張しているものの、社会保険事務所が保管する滞納処分票によると、当該事業所は社会保険料の支払いに苦慮していた状況がうかがえ、申立人が何度か納付方法等について社会保険事務所と協議していたことが確認できることから、代表取締役であった申立人の同意を得ずに、社会保険事務所が申立人に係る標準報酬月額の^{そきゅう}遡及訂正処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の記録訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。